

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	13-2
処分の種類	牧野の改良及び保全の指示変更			
根拠法令条例等・条項	牧野法第10条第2項			
処分の概要	都道府県知事が国土の保全に重大な障害を与えるおそれのある場合に、牧野の所有者等に対し草種、草生の改良等牧野の改良及び保全に関し取るべき措置としてした指示に対し、指示を受けた者がその変更を都道府県知事に申請できる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具現化することが困難であるため)			
基準の制定根拠	—			